



水戸市選挙管理委員会告示第 11 号

地方自治法第 74 条の 2 第 2 項の規定により、「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求に係る署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので、署名の効力が確定した結果、有効署名の総数を下記のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 8 日

水戸市選挙管理委員会
委員長 戸村 洋二郎

記

署名総数 15,173 人

有効署名数 14,691 人